

_____様は（以下「利用者」という）と、和名ヶ谷 ほたるの里（以下「ホーム」という）は介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護（以下「サービス」という）の利用について、次のとおり契約します。

（目的）

第1条 ホームは、介護保険法関係法令およびこの契約に従い、利用者に対し、共同生活住居において、家庭的な環境のもとで、利用者がその役割を持って日常生活を営むことができるよう共同生活介護サービスを提供します。

（ホームは、介護保険法関係法令及びこの契約に従い、利用者に対し、共同生活住居において、家庭的な環境のもとで、利用者が可能な限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう共同生活介護サービスを提供します。）

2 ホームは、利用者の要介護（要支援）状態区分、利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、サービスを提供します。

3 利用者は、ホームからサービスの提供を受けたときは、ホームに対し、別紙サービス内容説明書の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。

（契約期間と更新）

第2条 この契約の期間は、

令和 年 月 日から死亡または長期入院等により復帰が見込めない時、または事前の申し出により、他のサービス等を利用希望する時まで。

契約期間満了日以前に要介護認定の有効期間が更新または変更された場合は、更新または変更後の要介護認定の有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条 当共同生活住居は、介護保険関係法令に基づき、松戸市長から認知症対応型共同生活介護事業所の指定を受けています。

当共同生活住居の概要および職員体制は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

(介護計画の作成)

第4条 ホームは、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、介護従事者と協議のうえ、援助の目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を、すみやかに作成します。

ホームは、その作成にあたっては、通所介護の活用その他の多様な活動の確保に努めます。

2 ホームは、介護計画作成後においても、その実施状況を把握し、必要に応じて介護計画を変更します。

3 利用者はホームに対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。

この申し出があった場合、ホームは、明らかに変更の必要がないとき、または利用者の不利益となるときを除き、利用者の希望に沿うように介護計画を変更します。

4 ホームは、介護計画を作成し、または変更した場合は、利用者と利用者の家族に対し、その計画の内容を説明します。

第5条（利用者の基本的権利）

利用者とホームは、利用者がホームからサービスの提供を受けるにあたり、本契約書において個々に定める他、次のとおりの権利を有することを確認し、ホームはサービスの提供にあたり、利用者の権利を尊重し、利用者はこれらの権利を行使することによりホームから不利益な取扱を受けたり、差別的な対応を受けることはありません。

一 ホームによるサービス提供において、利用者の意思が最大限尊重されること。利用者の意思を尊重するため、利用者本人ないし家族らから、利用者の家族歴・生活歴・病歴・職歴等を範囲で聴取し、それを最大限配慮すること。

二 ホームによるサービス提供において、利用者のプライバシー及び個人情報が可能な限り尊重されること。

三 ホームは、本契約の内容ないしサービス提供に関連して、可能な限り分かり易く利用者に説明して利用者の理解を促し、また利用者が誤解しないよう努力すること。

四 利用者は自らの費用をもって自己が選ぶ医師や弁護士並びに税理士などの専門家といつでも相談できること。

五 利用者は施設での運営に重大な支障がない限り、個人の衣服や家具備品を居室に持ち込むことができること。

(介護サービスの提供)

第6条 ホームは、前条の介護計画に基づき、次項以下のサービス（その内容は「重要事項説明書」のとおり）を懇切丁寧に提供します。

ホームは、利用者およびその家族に対し、本条のサービスの提供方法等について説明をします。

2 ホームは、介護保険給付対象サービスとして、次の各号のサービス等を提供します。利用者は、食事の用意その他の家事等については、ホームと共同して行うよう努めます。

ホームは、食事の用意その他の家事等を行うことを利用者に強要しません。

- 一 入浴、排泄、食事、洗濯、着替え等の介護その他日常生活上の世話
- 二 役所に対する手続の代行その他社会生活上の便宜の提供
- 三 専門的な知識・経験を要しない機能回復訓練
- 四 医師の往診の手配その他療養上の世話
- 五 相談、援助

3 ホームは、次の介護保険給付対象外サービスを提供します。ホームはその提供に当たり、利用者およびその家族に対し、サービスの内容および費用について説明し、同意を得ます。

- 一 食材の提供
- 二 おむつの提供
- 三 理美容
- 四 レクリエーション
- 五 共同生活住居の利用

(身体不拘束)

第7条 ホームは、利用者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他（薬剤の投与等）利用者の行動を制限しません。

(介護計画作成前のサービス)

第8条 ホームは利用者に対し、第4条の介護計画が作成される前であっても、利用者のために適切なサービスの提供をします。

(居室の利用)

第9条 利用者は、 号室（定員1名）を利用することができます。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、本人の意向を確認し、定員を2名とすることがあります。

(家族との連携と交流)

第10条 ホームは、利用者の家族との連携を図るとともに、利用者と家族の交流の機会を確保するよう努めます。

(金銭等の管理)

第11条 ホームは、利用者の日常生活に必要な金銭の保管管理について利用者と別途契約を締結した場合を除き、利用者の現金、預貯金、その他財産の管理運用を行いません。

(利用料の支払い)

第12条 利用者はホームに対し、介護計画に基づきホームが提供する介護保険給付サービス、および、介護保険給付対象外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。

2 ホームは、利用者がホームに支払うべき介護サービスに要した費用について、利用者が介護保険給付対象サービス費として市町村より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって市町村より支払いを受けます（以下「法定代理受領サービス」という。）。

3 ホームは、利用者に対し、毎月15日前後までに、当月の利用料等の請求書を送付します。

請求書には、利用者が利用したサービスごとに利用回数、利用単位の内訳、介護保険給付対象と対象外の区別を記載します。

4 利用者はホームに対し、当月の利用料等を、ホームの指定する方法により支払います。

5 ホームは、利用者から利用料等の支払いを受けたときは、利用者に対し、ただちに領収証を発行します。

領収証には、ホームが提供したサービスごとに介護保険給付対象と対象外の区別、領収金額の内訳を記載します。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 ホームは、法定代理受領サービスに該当しない介護サービスを提供した場合において、利用者から利用料の支払いを受けたときは、利用者に対し、サービス提供証明書を交付します。

サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象のサービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

(介護サービス記録)

第14条 ホームは、利用者に対する介護サービスの提供に関する日々の記録を整備し、サービス提供の最終日から5年間保存します。

2 前項の介護サービスの提供に関する日々の記録には下記事項を記載するものとします。

①食事の有無・程度、内容、②入浴、③介護事故に関する事項（誤嚥、転倒など）、④医師の診断及び指導内容、⑤吸引、血圧を測定した場合の記録、⑥その他 バイタルチェックに関する事項、⑦外出、⑧身体拘束

3 利用者及び利用者の後見人は、ホームに対しいつでも、前項の記録の閲覧及びコピーの提供を求めることができます。利用者に意思能力がなく、かつ後見人がいない場合には、必要に応じて利用者の家族は、前項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。

4 前項の規定により、利用者、利用者の後見人、利用者の家族がコピーの提供を求める場合、ホームは実費相当額を請求者に請求することができます。

(契約の終了)

第15条 次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

一 利用者の要介護状態区分が変更され、自立または要支援と認定されたとき
(利用者の要介護区分が変更され、自立、要支援1または要介護と認定されたとき)

二 利用者が死亡したとき

三 利用者が第16条により解除したとき

四 ホームが第17条により解除したとき

五 利用者が共同生活住居を離れて2か月を経過したとき、または2か月以上離れることを予定して他所へ移転したとき

六 利用者が、他の介護保健施設へ入所することとなったとき

(利用者の契約解除)

第16条 利用者はホームに対し、1週間前に予告することにより、いつでもこの契約を解除することができます。

- 2 利用者は、次の事由に該当した場合には、直ちにこの契約を解除できます。
- 一 ホームが、正当な理由なくサービスを提供しない場合。
 - 二 ホームが、守秘義務に違反した場合。
 - 三 その他、介護保険法関連法令及びこの契約等に定める事項に著しく違反した場合。

(ホームの契約解除)

第17条 利用者が次の各号の一に該当する場合は、ホームは利用者に対し、3週間前に予告することにより、この契約を解除することができます。

- 一 利用料その他ホームに支払うべき費用を3か月以上滞納したとき
- 二 当共同生活住居を損傷する行為を反復したとき
- 三 入院治療が必要となる等ホームが自ら介護サービスを提供することが困難となったとき
- 四 他の利用者の生活または健康に重大な危険を及ぼし、または他の利用者との共同生活の継続を著しく困難にする行為をなしたとき

(入居者の入退院支援の取組)

<ア>入院後3カ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合には、1月に6日を限度として一定単位の基本報酬の算定を認める。

246単位/日

<イ>医療機関に1カ月以上入院した後、退院して再入居する場合も初期加算の算定を認める。

初期加算30単位/日(変更なし)

算定要件等

<ア>

○入居者が、病院又は診療所に入院する必要性が生じた場合であって、入院後三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することができる体制を確保していること。

○上記の体制を確保している場合には、入居者が病院又は診療所への入院を要した場合に、1月に6日を限度として算定を認める。

<イ>

○初期加算の算定要件として以下の要件を加える。

「30日を超える病院又は診療所への入院の後に指定認知症対応型共同生活事業所に再び入居した場合も、同様とする」

(退去時の援助および費用負担)

第18条 利用者が当共同生活住居を退去するときは、ホームは、退去後の利用者の生活環境および介護の継続性に配慮し、利用者および利用者の家族に対し必要な援助を行うとともに、居宅介護支援事業者への情報提供、保健医療サービスまたは福祉サービス機関等と密接な連携に努めます。

2 利用者の退去までに利用者の生活に要した費用等の実費は、利用者の負担とします。

(精算)

第19条 この契約が終了した場合に、利用者がホームから既に受領している利用料等に係る介護サービスのうち、未給付の部分があるときは、ホームは利用者に対し、未給付部分に相当する利用料等をすみやかに返還します。

(損害賠償)

第20条 ホームは、介護サービスの提供に当たり、利用者の生命・身体・財産に損害を生じさせた場合は、利用者に対し、速やかにその損害を賠償します。

ただし、損害の発生が不可抗力によるときはホームは賠償の責めを負わないものとし、利用者の重過失による場合は、賠償額を減ざることができるものとします。

2 ホームは、三井住友海上火災保険株式会社の損害賠償責任保険に加入していません。

3 利用者の故意または重過失により居室または備品に通常保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合は、利用者がその費用を負担します。

(医療機関等との連携)

第21条 ホームは、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者による利用状況等を把握するよう努めます。

(苦情処理)

第24条 利用者、利用者の家族または身元引受人は、提供された介護サービスに疑問や苦情がある場合、いつでも別紙重要事項説明書記載の苦情受付窓口にお問い合わせや苦情申立てをすることができます。その場合、ホームは迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

2 利用者は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

3 利用者は、ホームが提供したサービスに関し、千葉県弁護士会高齢者・障害者総合支援センターに苦情を申し立てることができます。

4 ホームは、利用者、利用者の家族、または身元引受人が苦情申立を行った場合、これを理由として利用者に対していかなる不利益待遇、差別待遇もいたしません。

(サービスのチェック)

第25条 ホームは、自治体オンブスマンと提携し、定期的または抜き打ち的に書面または訪問による調査を受けることがあります。調査の結果は、必要な限り利用者に報告します。

2 ホームは、自治体オンブスマンから調査の申し入れがあった場合は、事情聴取を受けることを拒絶せず、必要な資料の提供等協力を惜しみません。

3 民間または自治体のオンブスマンの発動が、利用者またはその家族の申し入れによるものであっても、ホームは利用者に対し、そのことをもっていかなる差別的取り扱いもいたしません。

(合意管轄)

第26条 本契約に起因する紛争に関して訴訟を提起するときは、松戸地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

(契約の定めのない事項)

第27条 この契約に定めのない事項について疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めを尊重し、ホームと利用者、利用者の家族および身元引受人が協議して解決するものとします。

以上

〔契約書署名欄〕

以上のとおり契約したので、本書2通を作成し、利用者ホーム各1通ずつ保有することとします。

令和 年 月 日

(利用者) 私は、この契約の定めるところに従い、貴住居においてサービスを利用することを申し込みます。

サービス利用者

住 所

お名前

電 話

印

F A X

署名代行者又は法定代理人

私は、下記の理由により、上記署名を利用者に代わって行いました。

理由

私は、利用者の契約意思を確認しました。

私は、利用者の法定代理人です。

住 所

氏 名

電 話

F A X

身元引受人

私は、身元引受人の責任について理解しました。

住 所

氏 名

電 話

F A X

(ホーム) 私は、認知症対応型共同生活介護事業者として利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定めるサービスを誠実に責任を持って提供します。

サービス事業者

住 所 千葉県松戸市和名ケ谷 664-1
名 称 医療法人社団洗心 和名ケ谷ほたるの里
代表者 理事長 島村善行
電 話 047-712-1012 F A X 047-712-1013

介護支援専門員

住 所 千葉県松戸市和名ケ谷 664-1
氏 名
電 話 047-712-1012 F A X 047-712-1013

立会人

住 所
氏 名
電 話 F A X